

STEP2 申告に向け必要な書類等をそろえる～準備チェックリスト～

町・県民税の申告受付と
所得税の申告相談日

■相談会場 役場3階 305・306会議室
■受付時間 午前9時～11時、午後1時～3時30分

日程	対象地区
2月 16日(月)	石坂・鳩山団地
17日(火)	松ヶ丘一・二丁目
18日(水)	松ヶ丘三・四丁目
19日(木)	楓ヶ丘一・二丁目
20日(金)	楓ヶ丘三・四丁目
24日(火)	鳩ヶ丘一・二丁目
25日(水)	鳩ヶ丘三～五丁目
26日(木)	大橋・奥田
27日(金)	須江・竹本
3月 2日(月)	泉井・高野倉
3日(火)	熊井
4日(水)	小用
5日(木)	大豆戸
6日(金)	赤沼
9日(月)	今宿
10日(火) ～13日(金)	上記で都合のつかない方
16日(月)	上記で都合のつかない方

※お住まいの対象地区で都合がつかない方は、3月10日(火)以降の日程をご利用ください。

申告用紙について

申告用紙(確定申告書を含む)は、役場税務会計課及び東出張所に2月上旬から設置します。

※e-Tax(電子申告)の普及に伴い、確定申告書等の印刷枚数が少なくなっています。確定申告書等の送付を希望する方は、東松山税務署へお問合せください。

※町民税・県民税の申告用紙は、2月上旬に送付予定です。(対象: 前年度申告された方)

税制改正について

■給与所得控除の見直し

給与収入額が190万円以下の方について、給与所得控除の最低保証額が55万円から65万円に引き上げられます。

■同一生計配偶者及び扶養親族に係る所得要件の引き上げ

各種扶養控除等の適用を受ける場合の所得要件額が、10万円引き上げられます。

✓ 申告に必要なもの

- 「マイナンバーカード」または「通知カード」及び「運転免許証」等の本人確認書類
- 税務署から届いた「確定申告のお知らせ」はがき等の関係書類
- 「預金通帳」等、所得税の還付金の振込先口座が分かるもの
※申告書への押印は不要です。
- 【収入に関する書類】
 - 源泉徴収票や支払調書(コピー不可)、その他所得の分かる書類
※申告には、源泉徴収票等をすべてお持ちいただく必要があります。
 - 事業(農業・営業など)所得や不動産所得がある方は、収入と必要経費を記入した収支内訳書
※事業とは、営利のあるものを指し、経費のみの申告はできません。
- 【控除に関する書類】
 - 被扶養者の所得が分かる書類(写し可)
※配偶者(特別)控除・扶養控除を受ける方
 - 社会保険料控除や障害者控除、生命保険料控除、地震保険料控除などの控除関係の書類
※医療費控除を受ける場合は、「医療費控除の明細書」や、「医療費のお知らせ」、その他医師等の証明書がある場合はその証明書
 - ※支払った医療費や事業等の収入・経費の額は、計算・記入等整理したうえでご来場ください。

給付金等の取扱いについて

国や地方公共団体から支給された以下の給付金等については、課税の対象ではないので申告の必要はありません。

- ・住民税非課税世帯生活支援給付金
- ・定額減税補足給付金(不足額給付)など

■大学生年代の子等に関する「特定親族特別控除」の創設

特定扶養親族(19歳以上 23歳未満)の合計所得金額が58万円を超えて、合計所得金額に応じて段階的に控除を受けることができます。

詳細は、鳩山町ホームページをご覧ください。



令和7年分 税の申告などのお知らせ

税の申告準備はお早めに

今年も、町・県民税、所得税などの申告が始まります。ご自身が申告をする必要があるのかどうかや、申告をスムーズに行うための注意点などをご案内します。なお、申告期限は3月16日(月)です。
問合せ【町・県民税に関すること】役場税務会計課 ☎ 296-5892 【所得税に関すること】東松山税務署 ☎ 0493-22-0990



STEP1 申告対象を知る～申告チェックリスト～

※令和7年分・令和7年中とは、令和7年1月1日から令和7年12月31日までの期間に係るものと意味します。
※所得税の還付を受ける場合は、下表に記載の確定申告が必要です。
※【申告不要】の場合でも、国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険の加入者がいる世帯は全員(令和7年12月31日時点で、16歳未満で収入のない方を除く。)町・県民税申告をしてください。収入がない場合でも「収入なし」と申告してください。

申告不要	・鳩山町在住の親族の税法上の扶養になっている ・親族の税法上の扶養になっていない ・鳩山町以外に住む親族の税法上の扶養になっている	要件は? 収入なしまたは非課税 収入のみ(遺族年金、障害年金、失業給付金など)	令和7年中にどのような収入がありましたか? 左記から選択
申告不要	・公的年金収入のみで148万円(65歳未満は98万円)以下の方、または公的年金収入のみで148万円(65歳未満は98万円)超であります所得控除を受けない方	要件は? 主に 公的年金 収入	はい
町・県民税 申告	・公的年金収入のみで148万円(65歳未満は98万円)超、400万円以下で、所得控除を受ける方 ・公的年金収入が400万円以下で、他の所得(20万円以下)がある	要件は? 主に 給与 収入	いいえ
確定申告	・公的年金収入のみで400万円を超える ・公的年金収入以外の所得が20万円を超える(年金収入金額に関係なく)	要件は? 主に 給与 収入	いいえ
申告不要	・年末調整が済んでいる(1か所からの給与のみ)、かつ給与支払報告書が勤務先から鳩山町へ提出されている ・年末調整が済んでいる(1か所からの給与のみ)が、給与支払報告書が勤務先から鳩山町へ提出されていない ・給与収入以外の所得が20万円以下である	要件は? 主に 給与 収入	いいえ
町・県民税 申告	次のいずれかに該当する方 ・年末調整の内容に変更がある ・2か所以上から給与の支払いを受けた ・年末調整が済んでいない ・給与収入が2,000万円を超える ・給与収入以外の所得が20万円を超える(給与収入金額に関係なく)	要件は? 主に 給与 収入	いいえ
確定申告	・所得金額より控除が多い場合 ・所得金額より控除が少ない場合	要件は? 事業(農業・営業など) 所得、不動産所得、雑所得、一時所得、利子所得、配当所得、総合譲渡所得	いいえ
町・県民税 申告	・青色申告 ・譲渡所得(土地・建物) ・先物取引の雑所得 ・株式等の譲渡所得 ・上場株式などの配当所得 ・山林所得、消費税の申告 ・新規に住宅借入金特別控除を受ける ・準確定申告 ・過年分申告 など	要件は? 町や県などへの土地の譲渡を除き、 町の会場ではお受けできません。	いいえ
確定申告			
税務署で 確定申告			



社会保険料控除等の申告をお忘れなく

令和7年中に支払った「介護保険料」「後期高齢者医療保険料」「国民健康保険税」「国民年金保険料」は、社会保険料控除の対象となります。

介護保険のサービス利用(施設・居宅)がある場合、医療費控除の対象となることがあります。(領収書に「対象」と記載されています。)

また、要介護認定を受けた方は、申請により障害

者控除、特別障害者控除を受けられる場合があります。

■問合せ【介護保険料】長寿福祉課☎ 296-1210
【後期高齢者医療保険料】町民健康課☎ 296-5891
【国民健康保険税】税務会計課☎ 296-5892
【国民年金保険料】ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル☎ 0570-058-555
(IP電話からは☎ 03-6700-1144)

東松山税務署 からのお知らせ

確定申告は ご自宅からスマートフォン・パソコンで利用できる e-Tax・スマホ申告が便利です

確定申告会場に出向かずご自宅から確定申告ができますので、国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を用いたe-Taxをご利用ください。

マイナポータルとe-Taxを連携(マイナポータル連携)すると、確定申告書の該当項目が自動入力されるため、医療費の領収証や寄附金受領証明書などを1枚ずつ入力する必要がなく、書類の提出保存も不要となり便利です。

《e-Tax・作成コーナーの操作などに関する問合せ》
「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」

☎ 0570-01-5901

【受付】月曜日～金曜日(午前9時～午後5時)

※休祝日等及び12月29日～1月3日は除きます。

《令和7年分確定申告に関するお問合せ》

国税庁ホームページ「確定申告特集」をご利用ください。



▲確定申告書等
作成コーナー

▲マイナポータル
連携

2月2日(月)～13日(金) 税理士による無料税務相談を実施します

年収600万円以下の方を対象に、確定申告に関する相談を無料で行います。ご希望の方は、税理士会事務局へ事前に電話連絡の上、紹介した税理士へご連絡ください。

なお、年収600万円を超える場合や複雑な手続きを要する場合などは、料金が発生することもありますので、事前連絡の際に担当税理士にご確認ください。

2月20日(金) 税に関する無料相談を実施します

2月23日は税理士記念日です。つきましては、税理士事務所において「税に関する無料相談」を行います。

ご希望の方は税理士会事務局へ事前に電話連絡の上、税理士事務所にお越しください。

なお、複雑な手続きを要する場合などには、低額な

対象 ①年金受給者 ②給与所得者で医療費控除を受けたい方 ③年の中途で就職・退職された方、年末調整が済んでいない方

受付期間 1月13日(火)から2月6日(金)午前9時～午後2時(月～金曜日)

申込先・問合せ 関東信越税理士会東松山支部 事務局☎ 0493-25-2670

料金が発生する場合もありますので事前連絡の際に担当税理士にご確認ください。

受付期間 1月13日(火)から2月6日(金)午前9時～午後2時(月～金曜日)

申込先・問合せ 関東信越税理士会東松山支部 事務局☎ 0493-25-2670

税レポ

鳩山中学校生徒が「税に関する作文」表彰を受賞



毎年、全国納税貯蓄組合連合会と国税庁が租税教育の一環として、中学生の「税についての作文」を共同で募集しています。今年度は2人の作品が各賞に選ばれ、11月19日(水)に東松山市民文化センターで、表彰式が行われました。

【鳩山町長賞】 立穴 露さん(3年、写真右)

【東松山税務署長賞】

鹿島 一花さん(3年、写真左)

所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を開設します

■期間、申告会場(土・日・祝日除く)

期間	申告会場
令和8年 2月16日(月)～ 3月16日(月)	東松山市民文化センター (東松山市六軒町5-2)

■時間 午前9時～午後4時

■注意事項

※確定申告会場開設期間中は、東松山税務署では申告相談(検算含む)は行っていませんので、ご注意ください。

※上記期間前に、所得税・個人消費税・贈与税の申告相談を希望される場合には、事前に相談日時等を電話でご予約ください。(一部、国税庁LINE公式アカウントを通じた事前予約も受け付けております。)



公的年金等の源泉徴収票を郵送します

令和7年中に厚生年金や国民年金等から年金を受け取られた方に、令和7年分として支払われた年金額や、源泉徴収された所得税額等をお知らせする『令和7年分公的年金等の源泉徴収票』が日本年金機構から送付されます。日本年金機構からの発送の時期は1月中旬～下旬を予定しています。所得税の確定申告をされる方は、

申告の際に添付書類等として必要になりますので、お手元に届きましたら大切に保管してください。また、万が一紛失してしまった場合には再発行ができます。再発行の手続きや源泉徴収票に関するご質問は、川越年金事務所(☎ 242-2657)、もしくは「ねんきんダイヤル」(☎ 0570-05-1165)へお問い合わせください。